山添村ふるさと起業家等支援プロジェクト補助金交付要綱

令和6年5月2日 山添村告示第42号

(趣旨)

第1条 この要綱は、本村の課題解決や持続的な産業振興及び地域経済の好循環を促進するため、起業し又は村内で事業拡大する者を支援するためのクラウドファンディング型ふるさと納税を活用したふるさと起業家等支援プロジェクト補助金(以下「補助金」という。)の交付に関し、必要な事項を定めるものとする。 (定義)

第2条 この要綱において、クラウドファンディング型ふるさと納税とは、ふるさと 納税制度を活用し、対象者が事業を実施するために必要な経費を、インターネット 等を通じて広く不特定多数の人々から集める資金調達のことをいう。

(対象事業)

- 第3条 補助金の交付対象となる事業は、次の各号のいずれかの事業とする。
 - (1) 地域資源を活用した事業
 - (2) 地域の活性化や雇用創出に資する事業
 - (3) 観光、環境、教育、文化、福祉等の分野に係る地域課題の解決に資する事業 (対象者)
- 第4条 補助金の交付対象となる者は、前条の事業を実施する者であって、次の各号 の全てに該当するものとする。
 - (1) 村内に住所を有する個人又は団体若しくは村内に住所を有する個人事業者又は村内に主たる事業所を有する法人であること。
 - (2) 寄附金が目標額に達しなくても事業を実施する者であること。
 - (3) 村税等の滞納がないこと。
 - (4) 山添村暴力団排除条例(平成23年12月山添村条例第17号)第2条第1号、第2号、第3号及び第6号に規定するもの(以下「暴力団等」という。)であるとき、又は法人にあっては、その役員若しくは事業所の代表者が暴力団等であるとき、若しくは暴力団等を支援する等暴力団等と不当な関わりを有しないこと。(補助対象経費)
- 第5条 補助の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は、別表に掲げると おりとする。
- 2 当該事業に対して他の補助金等を受けている場合は、その補助金等の対象経費に 相当する金額を控除した金額を補助対象経費とする。

(事業計画書等の提出)

第6条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、あらかじめ、 山添村ふるさと起業家等支援プロジェクト対象事業認定申請書(様式第1号)に次 に掲げる書類を提出しなければならない。

- (1) 山添村ふるさと起業家等支援プロジェクト事業計画書(様式第2号)
- (2) 法人の場合は直近2か年の損益計算書(法人設立後2か年を経過してない場合は試算表等)の写し、個人事業者の場合は直近2か年の確定申告書(開業後2か年を経過してない場合は試算表等)の写し
- (3) 団体の場合は規約の写し、法人の場合は定款の写し
- (4) 団体の場合は構成員名簿の写し、法人の場合は役員名簿の写し
- (5) 団体の場合は代表者の本人確認書類の写し、個人の場合は本人確認書類の写し
- (6) 山添村ふるさと起業家等支援プロジェクト誓約書兼同意書(様式第3号)
- (7) その他村長が必要と認める書類

(事業の認定)

- 第7条 村長は、前条の申請があったときは、その内容を審査し、認定の適否を決定 するものとする。なお、村長は、決定にあたっては有識者等で構成する審査会に意 見を求めることができる。
- 2 村長は、前項の規定により事業の認定(以下「認定」という。)又は不認定を行ったときは、速やかにその旨を山添村ふるさと起業家等支援プロジェクト対象事業認定(不認定)通知書(様式第4号)により、申請者に通知するものとする。
- 3 審査会の組織及び運営について必要な事項は、村長が別に定める。
- 4 村長は、事業の認定において、必要と認められる条件を付することができる。 (計画変更の承認)
- 第8条 認定を受けた申請者(以下「認定事業者」という。)が、認定事業の内容を変更(軽微な変更を除く。)しようとするとき、又は認定事業を中止し、若しくは廃止しようとするときは、直ちに山添村ふるさと起業家等支援プロジェクト対象事業認定事業変更・中止(廃止)承認申請書(様式第5号)に変更する内容を証する書類を添えて、村長に申請しその承認を受けなければならない。

(資金の募集)

第9条 村長は、認定事業について、クラウドファンディング型ふるさと納税により 資金を募集するものとする。

(補助金の額)

第10条 村長は、認定事業者の事業に対してクラウドファンディング型ふるさと納税で寄附された金額の2分の1を補助金として交付する。

(交付申請)

第11条 認定事業者は、クラウドファンディング型ふるさと納税の募集期間終了後速やかに、山添村ふるさと起業家等支援プロジェクト補助金交付申請書(様式第6号)により村長に申請するものとする。

(補助金の交付の決定)

第12条 村長は、前条の規定による申請があったときは、内容を確認の上、適当と 認めるときは、山添村ふるさと起業家等支援プロジェクト補助金交付決定通知書 (様式第7号)により認定事業者に通知するものとする。

2 村長は、前項の規定により補助金の交付を決定する場合において、必要があると 認めるときは、条件を付すことができる。

(事業の実施)

第13条 認定事業の実施期間は、前条の規定による交付決定を受けた日から、当該 年度の3月31日までとする。

(事業の報告)

- 第14条 認定事業者は、認定事業が完了したときは、山添村ふるさと起業家等支援 プロジェクト事業実績報告書(様式第8号)に次の各号に掲げる書類を添えて村長 に提出しなければならない。
 - (1) 事業実施内容報告書(様式第8号 別紙1)及び収支決算書(様式第8号 別紙2)並びにこれを証する書類の写し
 - (2) その他、必要と認められる書類

(補助金額の確定)

第15条 村長は、前条の事業実績報告書の提出があったときは、その内容を精査し 適当であると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、速やかに山添村ふる さと起業家等支援プロジェクト補助金交付額確定通知書(様式第9号)により認定 事業者に通知するものとする。

(補助金の交付)

- 第16条 認定事業者は、前条に規定する交付額確定通知書を受理した後、山添村ふるさと起業家等支援プロジェクト補助金交付請求書(様式第10号)を村長へ提出しなければならない。
- 2 認定事業者は、第12条の規定による交付決定を受けた後、補助金の交付を概算 払で受けようとするときは、前項の規定にかかわらず、山添村ふるさと起業家等支 援プロジェクト補助金概算払申請書(様式第11号)に次の各号に掲げる書類を添 えて村長に提出しなければならない。
- (1) 山添村ふるさと起業家等支援プロジェクト補助金概算払請求書(様式第12号)
- (2) 概算払の対象となる経費をする書類の写し
- (3) 進捗状況を証する書類
- (4) その他、必要と認められる書類
- 3 村長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を確認の上、認定事業の遂行上特に必要があると認めた場合、原則1回に限り、交付決定額の範囲内で概算払により交付することができる。

(認定の取消し)

- 第17条 村長は、認定事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、認 定を取り消すことができる。
 - (1) この要綱の規定に違反したとき。
 - (2) 偽りその他不正の手段により認定を受けたとき。

- (3) 認定事業を中止し、又は廃止したとき。
- (4) 補助金を他の用途に転用したとき。
- (5) その他村長が不適当であると認めたとき。
- 2 第7条第2項の規定は、前項の規定による取消しをした場合について準用する。 (補助金の返還)
- 第18条 村長は、次の各号のいずれかに該当する場合であって、既に補助金が交付されているときは、認定事業者に対し、山添村ふるさと起業家等支援プロジェクト補助金交付決定取消・返還通知書(様式第13号)により期限を定めて、その返還を命ずるものとする。
 - (1) 前条の規定により、村長が認定事業者の認定を取り消したとき。
 - (2) 認定事業者が第14条の規定による事業の報告を行わないとき。 (財産の処分の制限)
- 第19条 認定事業者は、補助事業により取得し、又は建設した不動産その他補助事業により購入し、又は効用の増加した財産で村長が補助金の交付の目的を達成するために特に必要があると認めて別に定めるものを、村長の承認を受けずに、補助金等の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。ただし、補助金等の交付目的及び当該財産の耐用年数を勘案し、その事業の完了する日の属する年度の翌年度の初日から起算して、5年を経過した場合は、この限りでない。

(その他)

第20条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附則

この要綱は、令和6年5月2日から施行する。

別表

補助対象経費

区分	内容
報償費	専門家への謝金等
人件費	補助対象事業の実施のために必要となる業務に直接従事す
	る者への賃金等
旅費	旅費、宿泊費等
消耗品費	消耗品(用紙、文具雑等)購入費
印刷製本費	チラシ、パンフレット事業案内等の印刷費
修繕料	事業に必要な不動産の修繕費等
通信運搬費	事業に必要な物品の輸送費等
広告料	広告宣伝、販売促進等の費用
手数料	許可取得や行政書類の申請にかる費用等
保険料	傷害保険料等
委託料	建物等の設計費 や外注加工、業務委託に要する経建物等の
	設計費や外注加工、業務委託に要する経費、デザイン料等
使用料および賃借料	事務所・店舗等の借上げ料、イベント会場使用料、機械装
	置・備品のリースレンタル経費等
工事請負費	事務所・店舗等の開設に伴う外装内工費用(イベント会場
	等の設置工事費も含む)
原材料費	資材購入費等
備品購入費	事業に必要となる機械装置や備品の購入費等
その他	村長が必要と認める経費

注:資本金、借金の返済費、食糧費、不動産の取得費用については、対象外経費となります。